

○大阪府立体育会館条例に基づく利用料金の額の承認

令和元年10月1日

大阪府教育委員会告示第17号

大阪府立体育会館条例(昭和61年大阪府条例第30号)第11条第3項の規定により、利用料金の額を次のとおり承認した。

1 施設の名称

大阪府立体育会館

2 指定管理者

大阪府中央区難波五丁目1番60号

南海ビルサービス株式会社 代表取締役 沼守則幸

3 利用料金の額

令和元年10月1日以後の利用料金の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 施設利用料金

(単位：円)

区分				通常の金額							休日等 の金額	準備・後 始末等 のため に利用 する場 合の金 額
				午前 9:00 ～12: 00	午後 13:00 ～16: 30	夜間 17:30 ～21: 00	午前 午後 9:00 ～16: 30	午後 夜間 13:00～ 21:00	全日 9:00～ 21:00	超過1 時間		
第1 競技 場	アマチュ アスポー ツに利用 する場合	利用者が入場 料を徴 収しな い場合	学校教 育活動 として 利用す る場合	19,000	25,000	32,000	44,000	57,000	76,000	7,600	通常 の金 額 に	通常 の金 額 ま たは 休 日 等 の 金 額 と 同 額
			その他 の場合	27,000	38,000	48,000	65,000	86,000	113,000	11,300		
	集会及び 興行その 他の催物 に利用す る場合	利用者が入場 料を徴収す る場合	利用者が入場 料を徴収しな い場合	114,000	150,900	187,700	264,900	338,600	452,600	45,260	1.2 を乗 じて 得 た 額	通常 の金 額 ま たは 休 日 等 の 金 額 に 0.5 を乗 じて 得 た 額
			利用者が入場 料を徴収す る場合	402,200	540,500	691,000	942,700	1,231,500	1,633,700	163,370		
第2 競技 場	アマチュ アスポー ツに利用 する場合	利用者が入場 料を徴 収しな い場合	学校教 育活動 として 利用す る場合	6,300	8,800	9,900	15,100	18,700	25,000	2,500	通常 の金 額 ま たは 休 日 等 の 金 額 と 同 額	
			その他 の場合	8,800	12,700	16,200	21,500	28,900	37,700	3,770		
		利用者が入場 料を徴収す る場合	37,700	50,300	62,800	88,000	113,100	150,800	15,080	通常 の金 額 ま		

		場合								たは休日等の金額に0.5を乗じて得た額	
	集会及び 興行その 他の催物 に利用す る場合	利用者が入場 料を徴収しな い場合	125,600	175,900	226,100	301,500	402,000	527,600	52,760		
		利用者が入場 料を徴収する 場合	150,800	201,000	251,400	351,800	452,400	603,200	60,320		
柔道場	学校教育活動として利用 する場合		3,900	4,900	6,200	8,800	11,100	15,000	1,500		(冷暖房料) 通常 の金額に 0.2を乗 じて得 た額
	その他の場合		11,400	15,100	18,700	26,500	33,800	45,200	4,520		
剣道場	学校教育活動として利用 する場合		3,900	4,900	6,200	8,800	11,100	15,000	1,500		
	その他の場合		11,400	15,100	18,700	26,500	33,800	45,200	4,520		
多目的 ホール	A	アマチュアス ポーツに利用 する場合	5,000	6,200	7,400	11,200	13,600	18,600	1,860		
		集会及び興行 その他の催物 に利用する場 合	15,100	18,800	22,700	33,900	41,500	56,600	5,660		
	B	アマチュアス ポーツに利用 する場合	4,400	5,600	6,200	10,000	11,800	16,200	1,620		
		集会及び興行 その他の催物 に利用する場 合	13,900	16,300	18,700	30,200	35,000	48,900	4,890		
	C	アマチュアス ポーツに利用 する場合	4,400	5,600	6,200	10,000	11,800	16,200	1,620		
		集会及び興行 その他の催物 に利用する場 合	13,900	16,300	18,700	30,200	35,000	48,900	4,890		
	D	アマチュアス ポーツに利用 する場合	5,000	6,200	7,400	11,200	13,600	18,600	1,860		
		集会及び興行 その他の催物 に利用する場 合	15,100	18,800	22,700	33,900	41,500	56,600	5,660		
会議 室等	会議室 1		3,400	4,800	5,500	8,200	10,300	13,700	1,370		
	会議室 2		2,900	4,200	4,800	7,100	9,000	11,900	1,190		
	会議室 3		4,200	6,200	6,800	10,400	13,000	17,200	1,720		
	会議室 4		6,200	8,100	9,700	14,300	17,800	24,000	2,400		
	特別室		16,300	21,300	25,200	37,600	46,500	62,800	6,280		

切符売場	3,800	5,600	6,200	9,400	11,800	15,600	1,560		
------	-------	-------	-------	-------	--------	--------	-------	--	--

【備考】

1. 期間の計算については、単位期間に満たない端数は、当該単位期間とします。
2. 「午前」とは午前9時から正午まで、「午後」とは午後1時から午後4時30分まで、「夜間」とは午後5時30分から午後9時まで、「午前午後」とは午前9時から午後4時30分まで、「午後夜間」とは午後1時から午後9時まで、「全日」とは午前9時から午後9時までをいいます。
3. 「学校教育活動」とは、4歳以上の幼児並びに小学生、中学生、高校生及びこれらに準ずる者並びに高等専門学校の学生が、学校や園の行事及び部活動等に利用する場合をいいます。利用に際しては、学校長等の証明書が必要です。
4. 「休日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいいます。
5. 附帯設備等で、土地・床・壁使用の面積計算については、1平方メートルに満たない端数は、1平方メートルとします。
6. 通常の照明を利用される場合、照明設備の使用料はいただきません。
7. 既納の使用料については、原則としてお返しできません。

(2) 附帯施設等利用料金

区分		単位	金額（円）
新体操用床マット		1式1日	12,700
バスケットボール用具（ボールを除く。）			3,100
バレーボール用具（ボールを除く。）			1,900
ハンドボール用具（ボールを除く。）			3,100
テニス用具（ラケット及びボールを除く。）			1,900
卓球用具（ラケット及びボールを除く。）			640
バドミントン用具（ラケット及びシャトルコックを除く。）			640
ウェイトリフティング用具			12,700
レスリング用具			6,300
ボクシングリング			25,200
第2競技場バスケットリング			640
柔道畳			1畳1日
防球ネット		1台1日	130
舞台設備	仮設ステージ		6,300
	演台・花台		1式1日
	バトン	1本1日	1,400
放送設備	第1競技場	1式1日	12,700
	第2競技場		7,400
テレビジョン又はラジオの中継設備（第1・2競技場放送設備を含む。）			125,700
照明設備	第1競技場（2分の1灯）	1時間	2,600
	第1競技場（全灯）		5,000
	第2競技場（全灯）		2,600
中央スポット			1,400
電光表示盤		1台1日	6,300
大型映像装置		1式1日	125,700
ビデオプロジェクター			25,200
携帯用放送設備			2,600
16ミリ映写機		1台1日	7,400

冷暖房	第1競技場	1時間	37,700
	第2競技場		12,700
特別フロアシート	1枚1日		860
フロアシート			640
長机	1脚1日		250
補助いす			130
持込電気器具電源	1キロワット	1時間	130
浴室	1室午前		25,000
	1室午後		25,000
	1室夜間		25,000
温水シャワー	1室1時間		1,900
土地	1平方メートル		270
床	1日		420
壁			420

備考

- 面積の計算については、1平方メートルに満たない端数は、1平方メートルとする。
- 通常の照明として利用する場合の照明設備の利用料は、徴収しない。

(3) 駐車場利用料金

区分	単位	金額(円)
駐車場	1時間	500
	超過30分毎	250
	平日一日上限	2,000
	休日一日上限	3,000
	泊車	1,000

備考

- 平日一日上限：平日午前9時から午後9時まで4時間以上駐車の方に適用。
- 休日一日上限：休日午前9時から午後9時まで6時間以上駐車の方に適用。
- 泊車：午後9時から翌日午前9時まで駐車の方に適用。